

薬生食輸発0309第1号
平成30年3月9日

各 検 疫 所 長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公 印 省 略)

ブラジル産鶏肉等の取扱いについて

今般、ブラジル政府から、民間の検査施設及び食肉処理施設がサルモネラ属菌の検査結果を改ざんして農務省に報告していたとの情報を得ました。

これまでのブラジル政府からの報告を踏まえ、ブラジル産鶏肉等及びその加工品について、下記のとおり対応することとしましたので、御了知の上、対応方よろしく願います。

なお、本措置については、ブラジル政府からの情報、輸入時検査の結果等により見直すことを申し添えます。

記

次の施設で処理・加工・製造された鶏肉等及びその加工品の輸入届出がなされた際は、別途通知するまでの間、食肉にあつてはサルモネラ属菌、食肉製品にあつては成分規格の検査を指導すること。なお、食肉からサルモネラ属菌が検出された場合には、検疫所業務管理室を通じて輸入食品安全対策室に報告し、食肉製品が成分規格に適合しない場合には、食品衛生法違反として処理すること。

施設名：(SIF 424) BRF S/A
(SIF 1001) BRF S/A
(SIF 1010) BRF S/A